

① 交換により取得した資産及び特定の現物出資により取得した株式等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

I 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

交換により譲渡した資産の種類及び用途	1		交換差金等を取 得した資産のみ を取 得 し た 場 合 又 は 取 得 資 産 と	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円		
交換の相手先の氏名又は名称	2			取得した場 合 又 は 取 得 資 産 と 交 換 差 金 等 を 交 付 し て 取 得 資 産 を	譲渡直前の帳簿価額 (12)	14		
交換の年月日	3	平 . . .			取得資産の価額 (7)	15		
譲渡資産を取得した年月日	4	昭平 . . .			取得資産とともに取得した 交換差金等の額	16		
交換取得資産を交換の 相手先が取得した年月日	5	昭平 . . .			取得資産の価額に対応する 帳簿価額 $(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17		
譲渡資産の価額	6				圧縮限度額 $((15)-(17))$ 又は $((15)-(17)-1円)$	18		
取得資産の価額	7		圧縮限度超過額 $(13) - (18)$		19			
(6) と (7) の 差 額	8		取得した場 合 又 は 取 得 資 産 と	資産の帳簿価額を減額した金額	20			
(6) と (7) の うち 多い 金額の $\frac{20}{100}$ 相当額	9			取得した場 合 又 は 取 得 資 産 と	取得資産の価額 (7)	21		
譲渡直前の帳簿価額	譲渡資産の帳簿価額	10			取得した場 合 又 は 取 得 資 産 と	譲渡直前の帳簿価額 (12)	22	
	譲渡資産の譲渡に 要した経費の額	11				譲渡資産とともに交付 した交換差金等の額	23	
	計 (10) + (11)	12				計 (22) + (23)	24	
					圧縮限度額 $(21) - (24)$	25		
			圧縮限度超過額 $(20) - (25)$		26			

II 特定の現物出資により取得した株式等の圧縮額の損金算入に関する明細書

出資受入法人の名称	27		株式等の帳簿価額を減額した金額	36	円	
出資受入法人の本店又は主たる 事務所の所在地	28			圧縮限 度 額 の 計 算	特定出資に係る資産 の出資時の価額	37
現物出資をした年月日	29	平 . . .	出資直前の帳簿価額 (35)		38	
設立時の発行済株式の総数 又は出資金額	30		圧縮限度額 $((37)-(38))$ 又は $((37)-(38)-1円)$		39	
現物出資により有することとなる 株式の数又は出資の金額	31					
保有割合 $\frac{(31)}{(30)}$	32	%				
出資直前の帳簿価額	特定出資に係る資産の帳簿価額	33	円		圧縮限度超過額 $(36) - (39)$	40
	出資に要した経費の額	34				
	計 (33) + (34)	35				

別表十三（三）の記載の仕方

1 交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、固定資産である土地等を交換した法人が、法第50条《交換により取得した資産の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。
- (3) 「(6)と(7)の差額8」の金額が「(6)と(7)のうち多い金額の $\frac{20}{100}$ 相当額9」の金額を超える場合には、損金算入の適用を受けることができませんので御注意ください。
- (4) 「圧縮限度額18」には、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合には、「(15)－(17)－1円」の金額を記載します。

2 特定の現物出資により取得した株式等の圧縮額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、特定の現物出資によって株式等を取得した法人が、法第51条《特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) この明細書は、現物出資ごとに用紙を改めて記載します。
- (3) 「圧縮限度額39」には、帳簿価額の減額をすることにより帳簿価額が1円未満となる場合には、「(37)－(38)－1円」の金額を記載します。